

豊中市伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）に定めるもののほか、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用など、子育て家庭の負担の軽減を図るための給付を行うことで、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るため、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」（令和4年12月26日付子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給の対象者は、実施要綱別添2第2に規定する支給対象者とする。

(支給内容)

第3条 市長は、必要な育児物品等をそろえる、健診の自己負担や交通費にあてる、その他子育て支援サービス（産後ケア・家事サービス・一時保育）の利用等、各家庭の多様なニーズに対応するため、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める金額を支給する。ただし、市長が特に必要があると認める場合については、次の各号に規定する金額に相当するものとして現金以外のもので支給することができる。

- (1) 実施要綱別添2第2のI(1)に規定する支給妊婦及び遡及支給妊婦 5万円
- (2) 実施要綱別添2第2のII(1)1に規定する支給養育者及び遡及支給養育者 実施要綱別添2第2のII(1)1に規定する対象児童1人につき5万円

(支給方法)

第4条 支給方法は、実施要綱別添2第2のI(4)及びII(4)に定めるところによるものとし、支給対象者が指定する金融機関の口座へ振り込むこと（以下「口座振込」という。）により行う。ただし、口座振込が困難な場合であって、市長が特にその必要があると認める場合にあつては、窓口で現金を交付することにより支給することができる。

2 支給決定は、口座振込又は前項の規定による現金の交付をもって代えるものとする。

(申請開始時期)

第5条 支給の申請の受付の開始日は、令和5年（2023年）2月1日とする。

(その他)

第6条 前各条及び実施要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)1月1日から実施する。